

陳 情 書 綴

(陳情第26号～第40号)

令和8年第3回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 26号	mRNAワクチンについて……………	1
陳情第 27号	福祉給付制度について……………	3
(議会運営委員会)		
陳情第 28号	行政にかかる諸問題について……………	5
(総務財政委員会)		
陳情第 28号	行政にかかる諸問題について……………	5
陳情第 29号	行政にかかる諸問題について……………	11
陳情第 30号	行政にかかる諸問題について……………	17
(市民人権委員会)		
陳情第 28号	行政にかかる諸問題について……………	5
陳情第 29号	行政にかかる諸問題について……………	11
陳情第 30号	行政にかかる諸問題について……………	17
陳情第 31号	行政にかかる諸問題について……………	19
(健康福祉委員会)		
陳情第 28号	行政にかかる諸問題について……………	5
陳情第 29号	行政にかかる諸問題について……………	11
陳情第 32号	行政手続の事務処理について……………	23
陳情第 33号	加齢性難聴者への支援について……………	25
陳情第 34号	HPV等ワクチンについて……………	27
陳情第 35号	放課後施策について……………	31
(産業環境委員会)		
陳情第 28号	行政にかかる諸問題について……………	5
陳情第 29号	行政にかかる諸問題について……………	11
陳情第 30号	行政にかかる諸問題について……………	17

(建設委員会)

陳情第 28号	行政にかかる諸問題について……………	5
陳情第 29号	行政にかかる諸問題について……………	11
陳情第 31号	行政にかかる諸問題について……………	19
陳情第 36号	登美丘南公園の周辺整備について……………	35
陳情第 37号	公共交通について……………	37
陳情第 38号	公共交通について……………	41

(文教委員会)

陳情第 28号	行政にかかる諸問題について……………	5
陳情第 29号	行政にかかる諸問題について……………	11
陳情第 35号	放課後施策について……………	31
陳情第 39号	支援学校について……………	43
陳情第 40号	図書館行政について……………	47

mRNA ワクチンについて

陳 情 者 千葉県旭市
宇 井 淳

mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書

陳情の内容

全国の市民が行った「コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト」の全国158の市区町村、5,600万回接種後死亡観測データ（令和8年2月11日時点）によると、コロナワクチン接種当日と翌日の死亡者は、726人となっています。また、死亡者の新型コロナワクチン接種者数の死亡記録をみると、最後のコロナワクチン接種から約3～4か月後に死亡数のピークがあり、接種後の半年以上もの期間で死亡数が上昇していることがわかります。これらの死因は特定されていませんが、看過できるものではありません。

新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済認定数（令和8年2月24日時点）は、累計進達受理件数14,888件、累計認定数9,451件、死亡一時金または葬祭料に係る件数を含む累計認定数1,066件となっています。しかし冒頭の自治体から開示されたデータをふまえると、これらの数字は氷山の一角であることが明確です。

新型コロナワクチンで使用されたメッセンジャーRNAワクチン（以下mRNAワクチン）は、「標的細胞」が特定されぬまま特例承認として接種が開始されました。筋肉注射された薬液は全身をめぐるため、あらゆる細胞がmRNAを取り込む可能性があり、その結果スパイクタンパク質を発現した細胞は自身の免疫機能の攻撃を受けます。このスパイクタンパク質は、当初すぐに分解されると説明されていましたが、接種後長期にわたり検出されたという論文が発表されています。また、新型コロナワクチンの繰り返し接種では、IgG4の誘導等による免疫抑制などが懸念されており、人体への影響は長期に及ぶものと考えます。厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部長および厚生労働省 医薬局長から各都道府県知事に出された「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正等について（令和6年8月8日 感発 0808 第5号 医薬発 0808 第1号）の中でも、新型コロナワクチン接種後の長期にわたる影響、発症までの期間が長いことなどに触れられており、現時点での新型コロナワクチンの安全性の検討は不十分であると考えます。

なお、福島県喜多方市議会（2025年12月11日）では、同一趣旨の陳情が全会一致で採択され、国に対して接種事業の中止を求める「意見書」も原案通り可決されました。この前例を踏まえ、貴市議会におかれましても同様のご判断を賜りますようお願い申し上げます。

堺市議会には住民の生命と健康を守るために、慎重かつ責任ある対応を取っていただけることを強く求めます。

<陳情事項>

1. mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）の国民への接種を中止すること。

受理年月日 令和8年3月23日

福祉給付制度について

陳 情 者 堺市堺区
出 来 秀 人

医療・介護の不適切受給案件につき

陳情の内容

「絆ホールディングス」の巨額不正請求案件の発覚以来、波紋が広がり収まる気配がありません。

「グッドウィル事件」での規模、金額を遥かに上回る事態に大阪市のみならず全国で衝撃と波紋が広がっております。

週刊文春本年4月2日号では別の東京の企業による違う手口の助成金不正受給指南の案件も報道されてきました。

ホスピス住宅と精神科訪問介護でも、問題指摘の報道がありました。

我が堺市でも本年3月19日の議会で、堺市内に所在する別企業運営の福祉事業所での児童デイサービス案件につき、議員の厳しい追及と糾弾がありました。

介護制度が発足して以来、この手の不正犯罪が後を絶ちません。福祉行政の下、給付金の対象者も広がり、給付・助成金メニューも予算総額も膨らむ一方であり、それに合わせるが如く、不正な請求手口もより悪質・巧妙化しています。

いまや医療・老人介護・障がい者福祉、いたるところで不正な行為が常態化しています。

モラルハザードのバケツの底は既に抜け落ちています。

もはや性善説での制度設計、運用では立ち行かないとの声も、漸くにしてあがってきました。福祉給付制度自体に重大な制度上の欠陥があると考えざるを得ません。

もとより刑事告発され、刑が確定しなければ不正犯罪と断罪はできません。しかし報道で見る限り、一般人の感覚では、これらは明らかな公金横領罪です。真の被害者は善良なる納税者です。

かかる制度上の欠陥を永年にわたり放置してきた行政・政治の怠慢の責任はまことに重いものがあります。

これは納税者への背信であり、国の統治の正当性と統治能力を問われかねません。

既に昨年12月11日に大阪市議会が「就労移行支援体制加算の速やかな見直しを求める意見書」を決議し、国に提出されていますが、給付行政が分野種別を跨ぎ拡大し、事業者もコングロマリット化し府県を越えて拡大している現状では十分な改善策とはいえません。

そもそも申請請求が正直に行われることを制度的に担保できないことにこそ、制度の根本的欠陥があります。

給付・助成金制度が巨大化、複雑化、複合化、重層的になり、支援体制も分野管轄が横断化。おまけに制度の改変も毎年のように頻繁に行われている。その隙をつかれている。悪徳事業者の手口の方が進化している。鈍ごっこ、もぐら叩きの対一制度対処では追いつかないのは、もはや明白です。

ついでに医療・老人介護・障害者福祉において、犯罪的架空請求、不正受給を制度的に抑止できるより抜本的な制度設計を国に求める決議をあげていただきたく陳情いたします。

私の個人的提言ですが、福祉行政から独立した税務署なみの強制捜査権限を持つ第三者機関を新設し、監査権限をその第三者機関に移してはどうでしょうか。不正給付は経済犯罪です。

徴税と給付はコインの裏表です。今後とも制度の信頼性を担保して給付行政を続けていくには、遺憾ながらこれくらい大胆で思い切った制度改革が必要になる事態に差し掛かっているのではないのでしょうか。

事業者にとって、なんらの強制権限のない、あっても強制権限を発動しない、できない監督官庁は全く怖くはない存在です。

受理年月日 令和8年5月11日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

新日本婦人の会堺支部

代表 長川堂 いく子

滝 口 和 美

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、ジェンダー平等をめざす立場から、若者や子育て世代から高齢者までの幅広い世代の会員の願いや要求を汲み上げ、様々な生きづらさを解消できるようにと草の根の運動を進めています。そのため最も身近な市政に対して、政令市の権限と財源を大いに活かし、市民が主人公で誰もが安心して暮らせる堺市であってほしいと切実に願っております。

国も大阪府・市は、現在工事が進められている夢洲のカジノ建設を中止し、多発する災害への対策や被災地支援に、力を入れるべきではないでしょうか。

国際情勢がかつてない緊張状態にあると称して、国は巨額の防衛予算を計上しました。

政令市堺として国に対して、憲法を守り、外交力で日本政府の役割を果たし、平和に貢献するよう求めるとともに、市民の命とくらしを守るための予算の増額を要望して下さい。

堺市として「自治体と市民の繋がり強化」「安全・安心の町づくり」「福祉・教育の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願う市民の声を聞き、暮らし優先の町づくりの実現のためここに陳情いたします。

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 「広報さかい」は読みやすく大切な市の広報誌になっています。さらに市政の情報を知り、市民の目で検討などをするために「議会だより」を別刷にして折り込みにしてください。

総務財政委員会審査分

2. 様々な障がいのある方が、利用しやすい市役所、区役所に向けて、環境整備を進めてください。特に視覚障害者にとって、サポートをしてくれる職員がいると心強く感じます。常時配置

できなくても、必要に応じて対応できるように検討してください。

3. 自衛隊の広報活動が広がっています。広報の場で子どもたちに自衛隊の制服を着せるなど、批判の声が広がっています。特に子どもたちに関わる行き過ぎた広報活動はやめてください。
4. 国はさらに莫大な軍事費を予算化しています。武器輸出など戦争する国にしていくのではなく、憲法を守り、国民の平和な暮らしを守るための予算を増やすよう堺市として国に要望して下さい。
5. 前回の選挙の期日前投票所では利用者が多く長蛇の列ができて、投票するのに非常に時間がかかった会場がありました。今後もこのような状況が続くことが予想されます。期日前投票所を増やしてスムーズに投票できるように配慮してください。ひきつづき投票所のバリアフリー化も進めてください。

市民人権委員会審査分

6. 市立学校体育館の空調整備の計画が前倒しされましたが、近年の災害状況をみると、避難所となる学校体育館の空調整備はさらに急がれます。早急にすすめてください。
7. 堺市の公民館は、北区、中区に2ヶ所ずつ、西区、堺区に1ヶ所ずつありますが、東区、南区、美原区には1ヶ所もありません。身近で利用しやすい公民館をすべての区に設置してください。
8. 一人ひとりが独立した人間として尊重され、自らの意思に基づいて同姓、別姓を選択できる「選択的夫婦別姓制度」導入にむけて国に強く働きかけてください。
9. 市の公共施設や学校のトイレでの生理用品の常備を拡充してください。
10. 非核宣言都市として、核廃絶にむけての平和の取り組みを市民や学校園で広げてください。また市民団体の平和の取り組みに対してさらなる後援・支援をしてください。
11. 「核兵器禁止条約」はすでに署名が95か国、批准が74か国になっています。唯一の戦争被爆国である日本の政府が署名・批准をするよう堺市として国に要望してください。

健康福祉委員会審査分

12. 带状疱疹、肺炎球菌ワクチンの、公費の対象年齢を60歳から引き下げ、公費負担での予防接種にしてください。2回目以降も同様の公費支出にして下さい。後期高齢者は带状疱疹の接種年齢5歳区切りでなく、何歳からでも受けられるようにして下さい。
13. 府下統一保険料による国保料は全国一高い保険料で、暮らしを圧迫しています。国保財政基金を使い堺市独自の負担軽減を行ってください。
14. 軽度や中程度の難聴の高齢者などを対象に、補聴器購入を助成する市区町村が、全国で518に増えています。政令市堺として補聴器購入助成をおこなってください。国の交付金を使っ

て、聞こえの支援を行ってください。

15. 介護保険料は、改定のたびに上がり、市民にとって保険料負担が重くなっています。介護保険料の減免措置はありますが、減免措置の適用範囲を広げてください。介護保険サービスは利用料が高く利用できないことが多いです。国にむけて利用料負担を引き上げないように要望してください。
16. 特別養護老人ホームは、高齢女性のセイフティネットでもあります。民間任せにせず、公立の施設を増やして入所しやすくしてください。
17. ケア労働と言われる医療・介護・保育の現場には多くの女性が従事していますが、賃金体系は全産業平均に比べて依然としてきわめて低い水準にあります。処遇改善のために市独自の費用負担のより一層の増額をお願いします。
18. 一人暮らしの老後も安心して住み慣れた地域で暮らせるよう高齢者を支える地域の支援のネットワークがあることはとても大切です。地域間格差を生じさせず、取り残される高齢者がいないよう、支援する人の配置などに市として適切な予算を確保してください。
19. 堺市立総合医療センターが、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター協力医療機関であることや、その支援の詳細を広く市民に知らせてください。
20. 大仙公園の平和の塔と周辺の碑など、平和のシンボルとしてもっと市民に知らせる工夫をしてください。例えば説明したパンフレットなどを公園の案内所におき、また遠足の生徒にもわかりやすく知らせる方法を工夫してください。
21. 新卒採用の保育士への応援金を今後も継続的に支給してください。他の保育士のベースアップも必要です、そのための予算を増やしてください。堺市として各園の運営状況などを把握し、指導してください。
22. 女性相談員は、高い専門性と継続的な関係構築が求められる対人支援の現場で働く職員です。会計年度任用職員ではなく正規職員として採用してください。

産業環境委員会審査分

23. 国籍の異なる人々が、地域社会の構成員として共に暮らせるよう支援を包括的に進めてください。

建設委員会審査分

24. 今堺市は都心を中心に開発が進められています。主要駅中心に限らず、周縁地域の住民も移動の足が確保されれば生活の質が高まり、市全体の活性化につながります。高齢化が進む中、豊かな人と人とのつながりを育み、世代間の交流を図れる豊かなコミュニティづくりの視点を町づくりの計画に入れてください。

25. 低所得の単身者・高齢低所得者・障がい者・子育て世帯が、安価な家賃で安心して住める市営住宅を整備・拡充してください。住宅確保が困難な人のために公営住宅や民間賃貸住宅に安心して住めるように支援を行ってください。また、中所得者に向けても家賃補助など負担軽減のための支援を行ってください。
26. 堺市内ではバス路線の廃止や減便がされています。一方で自動運転に固執し、不便を感じない堺駅～堺東駅への投資は必要でしょうか。「大小路筋の実証実験」での休憩スペースの設置は横断歩道の信号を見通せず危険です。市内のバス路線の充実にこそ税金を使ってください。
27. 路線バスの減便により、交通弱者などの住民の足が奪われています。運転士の労働条件を改善して運転士不足を解消し、周辺地域の路線増設や便数を増やすなど、充実が図れるようにしてください。事業者任せにせず、現在行われている住居費補助の拡充、運行補助の増額等、更なる公共交通の充実にむけて市として支援して下さい。
28. 日常生活の移動手段に自転車を利用している市民にとって、歩行者や自動車と共存し、安全に通行できるよう、道路環境の整備を進めてください。自転車ヘルメットは命を守る必需品です。市独自の直接的なヘルメット購入補助制度を再開してください。

文教委員会審査分

29. 中央図書館の再整備では、現在の中央図書館の場所にパブリックサービス機能を継続維持し、センター機能と分離することなく建設してください。また、堺区にも区の図書館を作ってください。
30. 学校給食無償化を中学校まで拡大して恒久的に行ってください。物価高騰の中で質を落とさず中味の充実を確保してください。
31. 現在の35人学級を30人程度に実施して正規の教職員を増やして下さい。そのための教育予算を増やしてください。
32. 新年度から、のびのびルームのおやつが選択制となりました。おやつの中身、あり方を利用者の要望も取り入れてください。放課後事業はプロポーザルで民間企業に委託していますが、豊かな放課後を保障するため、堺市が責任をもって指導を行ってください。
33. 不登校児童生徒の居場所になる「スペシャルサポートルーム」の設置に伴う支援員を増やし、早急に各学校で実施して下さい。学校外の「教育支援教室」は、子どもたちが通いやすい場所として各区を増やして下さい。
34. 学校図書館は、児童生徒の授業のある時間は開館するべきです。学校図書館司書が週2日の配置では充分ではありません。サポーターが図書館に配置されていない学校もあります。学校図書館を教育の場として位置づけ、学校図書館司書を週5日配置してください。また、全校の学校図書館をICT化し、司書の使えるパソコンやプリンターを配置してください。

35. 「全国学力テスト」や大阪府の「チャレンジテスト」「すくすくテスト」は、教師の負担が大きく、学校間や子どもたちに過度な競争をさせ、テスト対策に偏りがちです。子どもたちの真の学力向上に努め、大阪府の「チャレンジテスト」「すくすくテスト」は参加しないでください。
36. 科学的根拠と「人権」に基づいた包括的性教育の学校現場での取り組みを進めるとともに、保護者や地域全体で性の知識を学びなおし、理解しあえる機会をつくってください。
37. 学校園での式や行事に日の丸や君が代を押し付けしないでください。ある式では壇上での必要以上に不自然なまでの国旗への敬礼がみうけられました。子どもたちが主役の卒業式になるよう現場などで議論してください。
38. 子ども向け「防衛白書」は抑止力として戦争準備を日本で進める内容で、子どもたちの教育にふさわしくありません。堺市では学校や図書館で取り扱わないよう要望します。

受理年月日 令和8年5月11日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市中区
堺市内民商連絡会
代表 福 山 征四郎
堺北民主商工会
堺東民主商工会
堺南民主商工会

地域経済、雇用、町並みの担い手である中小零細業者への支援を求める陳情書

陳情の内容

私たち民商は、小規模業者こそが地域に根ざし、雇用・経済・文化・町並みに貢献する存在であると考えています。その発展のために、堺市が積極的に育成・支援すべきとの立場から活動する商工団体です。現在、中東危機をはじめとする経済混乱の中で、堺の中小企業・小規模業者は危機に瀕しています。地元の小規模業者への施策は、個々の事業者を支援するだけでなく、「堺市基本計画2030」や「堺市都市計画マスタープラン」に掲げられた産業創造、地域雇用、街づくり、地産地消によるエコロジーの推進といった諸課題の解決に資するものです。

以上を踏まえ、以下の事項について陳情いたします。

< 陳情事項 >

総務財政委員会審査分

1. 個人番号制度の運用において強制せず、マイナ保険証の強制に反対してください

個人番号制度に対する反対意見や未作成者が多く存在する中、申請書類での記入強制や未記載書類の不受理などの不当な取り扱いを行わないでください。教育機関や金融機関が記載を求めた場合はすぐに指導をしてください。紙の保険証の廃止やマイナ保険証の強制は、医療現場や市民生活に混乱を招いており、資格確認書の有効期限以降も、紙の保険証や資格確認書のみで医療を受けられるようにしてください。

2. 憲法理解の促進と職員教育の実施をしてください

上記の施策を実現するためには、堺市職員および業務委託先が日本国憲法の理念を深く理解し、市政や業務に活かすことが不可欠です。憲法に基づいた行政運営を推進するため、職員教育を体系的に実施してください。

3. インボイス制度の廃止を求めてください

「2025年1万人のインボイス実態調査」によると、97.3%が制度に反対し、90.8%が消費税負担を痛感、64.9%が将来への不安を抱え、廃業の危機に直面しています。堺市の事業者も同様の困難を抱えており、インボイス制度は地域経済を著しく損なっています。全国ではインボイス導入後に67の自治体（4月14日時点）が反対・廃止の意見書を提出しており、堺市としても廃止を求めてください。

4. 消費税率一律5%減税を求めてください

高市首相は「（消費税減税を）やった方がいいと確信している」と発言し、消費税減税が求められています。しかし、飲食料品を対象を絞り、2年間のみとする減税案では、効果は限定的で物価高対策としては不十分です。飲食店は仕入れにかかる消費税が控除できず、納める消費税額が増え、外食業界にさらに重い消費税負担と複雑な事務負担が課され、2年後に8%税率に戻されれば、堺をはじめとする日本経済に大きな打撃となります。期限を切らない消費税率一律5%減税を求めてください。

5. 公契約条例の制定と登録制度の整備をしてください

市発注の建設工事や物品調達等において「公契約の適正化」を図るため「公契約条例」を制定してください。現在各局が独自で作成している有資格者以外の事業者名簿は透明性、公平性が認められません。登録基準を公開し、許認可の有無を問わず堺市業者が登録できる「小規模事業希望者登録制度」を設けてください。労務費上昇などを踏まえ、入札最低価格を適正な利潤を確保できる金額に引き上げ、中間搾取やダンピングを防止するための発注者向けガイドラインを遵守してください。

6. 所得税法56条の改正を国に求めてください

白色申告者の事業専従者給与が認められない所得税法第56条は経済的自立性を侵害する人権問題として、国連女性差別撤廃委員会も改正を勧告し、全国586自治体が廃止を求める決議を上げています。「堺市基本計画2030」の「女性活躍・働く意欲がある多様な人材の活躍」のために、国に廃止を求めてください。

市民人権委員会審査分

7. 公契約における登録名簿の一般公開と災害対応への活用をしてください

「堺市基本計画2030」の「防災・減災力の向上」に基づき、地元業者の対応力を活かすため、登録名簿を公開し、災害時や「安全な住宅ストック形成」において市民が活用できる体

制を整えてください。地元建設業が地域防災を請け負う体制を維持するために公共事業として仕事量を確保し、後継者育成に力を入れてください。

健康福祉委員会審査分

8. 国民健康保険料の負担を軽減し、国保料の減免制度を拡充してください

全国で最も負担が重い大阪府統一国民健康保険料について、黒字の財政剰余金や堺市健康保険料収納対策基金からの繰入、法定外繰入を実施、もしくは給付金などで負担軽減をしてください。国保料の引き下げのための堺市独自の取り組みを尊重するように保険者支援制度でのマイナス査定をやめるよう働きかけてください。均等割・平等割分については、せめて児童の分は加西市や津久見市のように免除してください。医療給付とは無関係な「子ども・子育て支援金」を保険料に上乘せして徴収しないように国に求めてください。生活保護を基準に減免措置を拡充し、申請時から遡って当年分の国保料減免を行い、減免制度を知らずに納付した困窮者には相当分の返金をしてください。申請手続きは簡易化し、不要な書類提出を求めないようにしてください。

9. 傷病手当金・出産手当金を常設してください

社会保険加入者との格差を是正するため、国保加入者にも八幡市のような傷病手当金や、出産一時金以外の休業日数に即した出産手当金を常設してください。被用者保険と同様に育児介護休業制度を導入してください。

10. 滞納者への適切な対応と差押えの是正を行い、生活支援を実施してください

親身に実情を聞き丁寧に納付相談を行い、差押さえありきの滞納処分は厳に慎み、国税徴収法の規定を逸脱した強権徴収は行わず、生存的財産を差押さえないでください。滞納相談において不適切な対応があった場合は、担当課・担当者への嚴重注意と謝罪を行い、再発防止に努めてください。生活費相当の預金残高の差押えは、前橋市で違法判決とされ、速やかに解除・返金してください。現行の基準では生活費のための口座残高を差押える危険性があり、適切な運用基準を策定してください。延滞金を引き下げ、免除措置を拡充してください。本料を全額納付し、かつ延滞金を納付することが困難な場合は、直ちに滞納処分の執行を停止してください。滞納状態は生活困窮の可能性が高く、「堺市基本計画2030」の「暮らしを支える包括的な支援と地域福祉の充実」に基づき、生活状況を確認し支援してください。「すてっぷ堺」への紹介だけでなく、接触時に生活状況の把握と適切な生活相談ができるように、窓口職員の相談能力を充実させてください。

11. 国保に関する行政を適切に運営してください

国保運営協議会は住民生活の実情を理解した委員を構成員にし、国保加入者が直接協議会に意見陳述する機会を保障してください。国保逃れのための実体のない社会保険への加入は

「以前から健康保険法に違反する（衆院厚生労働委員会、令和8年4月11日）」であり、堺市関係者の違法行為を遡って調査し、発覚した場合は当然罷免してください。

産業環境委員会審査分

12. 断熱工事助成の重点的な実施をしてください

「堺市基本計画2030」および「堺市都市計画マスタープラン」にあるカーボンニュートラルの推進、省エネ空間形成の実現に向けて、工事や産業設備の省エネ化や電源・熱源転換への助成制度や、民間・公営住宅への省エネ断熱改修を促進する補助制度を創設拡充してください。

13. 小規模事業者の育成援助と条例制定をしてください

家族経営の環境改善と事業承継を促進するため、国の小規模事業者持続化補助金以外にも、国や府と連携し、ものづくり補助金、商店・店舗・工場リニューアル助成制度、堺市独自の無担保・無保証融資制度、利子補給などの具体的施策を実施してください。町工場の家賃や機械リース代の補填、雇用維持への支援を強め、町工場に蓄積された技術を守り、継承する人材育成を援助してください。大型店・デベロッパーの身勝手を許さず、地域の商店街・中小商店の経営継続に配慮した住民中心の「まちづくり」ルールを確立してください。これらを運用しやすくするため、中小零細業者の保護・育成を理念とする「地域経済振興条例」を制定してください。

14. 中小零細業者の悉皆調査を実施してください

有効な産業振興政策の策定と事業実態の把握のため、「地域産業経営動向調査」に加え、中小零細業者の悉皆調査を実施してください。「堺産業戦略」における「市内企業の取り組み状況アンケート調査」では3445社に対し932社の回答となっているが、堺市には10000社以上の事業所が存在し、最低でも5000社以上の調査と回答回収の訪問を行い、商工会議所だけでなく広範な商工団体と連携してください。

建設委員会審査分

15. 住宅リフォーム助成制度を創設してください

「堺市都市計画マスタープラン」の「市街地・住環境整備の方針」及び「堺市基本計画2030」の「安全な住宅ストック形成」に基づき、住宅リフォーム助成制度を創設して、制度は手続きを簡素化し、地元業者による施工を条件とすることで地域経済活性化につなげてください。

16. まちと中心市街地の荒廃・老朽に歯止めをかけてください

「まちづくり会社」など民間コンサルタントに堺の活性化策を丸投げせず、市民と堺市が

主体となる「まちづくり」をめざし、コンパクトシティの名による再開発を強行しないでください。PPP/PFI方式は、公共性低下による料金上昇、情報不透明化、災害時の責任の曖昧化の危険があり、水道などの公共インフラに活用しないでください。違法民泊の取り締まりを強化し、住宅宿泊管理業者や住宅宿泊仲介業者の指導・監督を徹底してください。

文教委員会審査分

17. 就学援助金の認定基準を改善してください

堺市の現行認定基準は近隣都市よりも厳しく、憲法の「義務教育無償」に反しており、「堺市基本計画2030」の「厳しい環境にあることと家庭への支援の充実」に基づき、認定基準を東大阪市、大阪狭山市など近隣都市並みに改善してください。

受理年月日 令和8年5月11日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市中区
堺市内民商連絡会
代表 福山 征四郎
林 広彦
堺北民主商工会
堺東民主商工会
堺南民主商工会

イラン情勢悪化にともなう中小業者支援に関する緊急要望書

陳情の内容

現在、イラン情勢の緊迫化とホルムズ海峡の封鎖・停滞は、原油・ナフサ等の輸入滞留を招き、わが国の産業基盤を根底から揺るがす深刻な事態となっています。この影響は、建設・製造業の資材不足、運送業の燃料高騰、医療機関の医薬品不足、さらにはサービス業の光熱費負担増など、全業種に波及しています。中小業者にとって、仕事が止まることは即座に「生活の破綻」を意味します。また、価格転嫁が困難な中で固定費負担が増大すれば、経営は立ち行かなくなります。

つきましては堺市の中小業者の営業と生活を守るため、下記事項について緊急に措置を講じられるよう強く要望いたします。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. カジノ・副首都・都構想は直ちに中止を

未曾有の経済危機が迫るなか府に対しカジノ建設は直ちに中止、副首都や都構想の推進を中止するよう申し入れること。

2. 税および国保料の支払い猶予や免除の実施

法人市・町・村府民税、事業税や軽自動車等の支払いについて、情勢が安定するまでの間の延滞金なしの徴収の猶予、および著しく収益が悪化した業者に対する減免措置を実施する

こと。

国保料を引き下げるとともに、減免の拡充や徴収猶予や免除制度を創設すること。国に対して経営を圧迫する最大の固定費である社会保険料について、支払猶予や減免、公費投入による負担軽減を国に対し強力に働きかけること。

市民人権委員会審査分

3. 政府に対し、米政権によるイランへの軍事行動の即時停止をもとめ平和的解決をはかるよう強く要請すること。市としてもあらゆるルートを通じて同様の外交努力を行うこと。

産業環境委員会審査分

4. 省エネ・再エネの抜本的強化を

2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを早期に実現させるよう、省エネ・再エネ目標を抜本的に引上げ、実現可能な施策を実施し、地域の中小業者の仕事おこしにつながるようにすること。再エネに逆行する原発や、「堺市基本計画2030」および「堺市都市計画マスタープラン」にあるカーボンニュートラルの推進に基づき石炭による火力発電所の再稼働や新設中止を関西電力の要請すること。

5. 政府に対し強力的な働きかけを行うこと

原油の確保や備蓄の放出、消費税の減税、およびエネルギー安全保障の抜本的強化について、市民の生存権を守る立場から国に要請すること。

6. なりわいを維持するための直接的な経営支援

資材欠乏や納期遅延で休業を余儀なくされた業者への休業支援金や雇用維持の支援金、工場・家賃、リース料などの固定費補助、また電気・ガスなど光熱の高騰に対する補助金の創設すること。無利子・保証料ゼロ・無担保で長期据置の市町村連携「緊急つなぎ融資」を創設すること。

7. 不当な取引・流通の歪みに対する監視の強化を

資材や原材料の大手による買い占め・売り渋りへの厳格な是正措置を講じるよう政府に申し入れること。

下請け業者への適正な価格転嫁を認めるよう親企業へ強く働きかけることや、市・町・村として相談窓口を設置すること。

受理年月日 令和8年5月11日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市堺区
山 口 明 徳

行政課題について

<陳情事項>

市民人権委員会審査分

1. 自治会の今後について

自治会の加入率が5割前後と低迷しており、堺市の統治機能の低下を招いておると考えます。社会が多様化し、個別化する中で自治会、更にPTA等のあり方等に関しても、様々な課題が起きています。

あらためて自治会の連携のあり方に関して再検討を行うべきでしょう。

すなわち、大阪市内中心部においては、住民がほとんどいない地域で、会社が自治会の役員になっているケース（住民がいない所 ex 船場等）、アメ村が一時荒れたのは住民がいなくなったからで、堀江はその反省に立って、住民が主体となって地域に取り組んだ等の例もあり堺ではワンルームマンションが増え、夜間人口が増え、昼間人口が少ない為、住民のコミュニケーション意識のへだたりがあったり、最近では外国人の増加等で、自治会の地域での主体のあり方の変化が生まれてきています。又、マンション管理組合と自治会の関係も複雑にからんできています。自治会がいやとか、近所つきあいが面倒とかでマンション住まいを行った人も少なくない中で、自治会とマンションの関係もカダイとなっています。

また、だんじり等で、自治会加入を拒むケースもあると聞き、新規の住民に対しての旧来の自治会の閉鎖性があると聞いています。

社会構造や社会意識が変化する中、自治会のあり方が旧来のものであることができなくなっています。

変革をよぎなくされる自治会において、行政が従来の統制的な考え方で対応はもはやできなくなっています。様々な住民との連携が求められる中、自治会自身の変革が自ら求められ、さらに行政としても新たな自治会のあり方が求められてくると思います。

なり手のいない自治会の問題もあり、PTAと同様な課題がある中で同様にその機能等を考えていく必要があります。たとえば会計の税理士への外注化、回覧板のネット利用、連絡のライン利用等を考え、検討していく時代になってきています。又、地域の問題の近隣トラブルの問題での自治会の役割が荷が重くなってきているケースもあります。行政とタイアップした弁護士の積極的利用等、あらたな枠組の検討も必要になってきます。

その時に、自治会と行政のあり方も検討していかなくてはなりません。

ワークショップ等の開催、先進地区の視察、有識者の講演等、自治会の理論武装、研究も必要となってきます。行政はそんな場の提供を行うべきでしょう。

さらに域線、近縁等のつながり以外のむすびつきをどう形成するのかという意味で生涯学習等を通じたコミュニケーションの育成、コミュニティーの形成が生まれてくるでしょう。

将来多様な人々が地域で住まい協調して暮していくには、コミュニケーション能力を増し、それでコミュニティーの育成をしていくと取り組みが必要になってきます。

様々な多様な地域行事を通してコミュニティーを育成していくという発想も必要となってきます。そこには一部の会員だけが参加する行事でなく、多様な人々を巻き込む発想と能力を求められてくると思います。たとえば今後ますます増えてくる外国人の問題、同じ地域に住む住民としてどう協調していくのかという問題も問われてくるでしょう。

従来のイベントのあり方も問われてくるでしょう。

建設委員会審査分

2. 堺東の活性化について

堺東の町づくりが進行しようとしています。現在出されている瓦町公園の整備等だけでは、長期的な展望がなかなか見えないように思います。

もっと明確なビジョンを提示すべきであると思います。堺市という枠組だけでなく、世界に誇れる堺市というのが必要だと思います。更に市民にもわかりやすい物が必要です。現在の考え方は、箱物の建設にすぎないと思います。現在、税務署跡地が放置され、宙に浮いた状態にあります。当局の判断によれば、国に対して、ペンディングであると表明したとされています。更に年金事務所も中途半端になっており、対岸に事務所がある等市民の利便性もよくありません。更に郵便局についても、色々な意味において再編もありうるように思います。中心街に配送拠点を持つよりその土地の有効利用も進んでおり、大阪駅の中央郵便局がキッテという商業施設になる等、時代は変化しています。更に、合同事務局の駐車場も有効活用されているとも思いません。官民連携、更に行政の垣根の撤去により、立駐等有効利用することによって街の風景は変化するものと思います。郵便局、年金事務所、税務署跡地の広場化を行うことにより、フェニーチェの導線の確保、価値の向上、更に年金事務所の移転

により、あらたな事務所ニーズの創出、更に関連産業の誘致を行うことが必要になると思います。その為にも、堺市だけでなく郵便局、国、年金事務所等との地域協議会を設置し、今後のあり方を検討すべきだと思います。

3. 第一幼稚園跡地について

第一幼稚園、保健所の跡地について、耐震問題を機に利用が中止されております。放置されたまま数年も経っており、老朽化も進んでおります。

そもそも、耐震化も理由に利用中止になったにもかかわらず、未だURにおいては利用されつつしており、違和感をもってしまいます。

どうして、危険？と判断された建物が利用され続けているのか不信に思っています。堺市の建築行政に対して、説明も求めたいと思います。

現在、ライトという形で、URは考えていると思いますが、それは将来の建替を念頭においた対応だと思います。店舗部分の所有権問題はあるとは思いますが、真剣に対応しなければならぬ時期は近づいてきています。

未利用のまま、保健センターにおいては、屋根の雨漏が発生しており、対策が予算化も困難であり、ますます劣化している現状であります。

敷地権の売却等も含めて、UR、ならびに関係者と協議を行い、解決を計るべきだと思います。その事が、地域活性化につながるものと思います。

当座、長期的な問題になると思いますので、第一幼稚園の園庭を駐車場にするとか地域での廃園利用等を検討すべきだと思います。このままでは堺市の不作為となってしまう。

受理年月日 令和8年5月11日

行政手続の事務処理について

陳 情 者 堺市東区
實 重 隆 宏

堺市精神保健課における事務処理の遅滞について

陳情の内容

堺市は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者保健福祉手帳（手帳）の交付事務を行っており、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき自立支援医療（精神通院）制度の受給者証の交付事務を行っている。精神障害者保健福祉手帳については2年に一度、自立支援医療（精神通院）制度の受給者証については毎年更新が必要であり、それぞれ有効期間満了の3ヶ月前から更新の申請が可能である。

堺市は、これらの申請の標準処理期間を30日と定めており、また、厚生労働省は、精神障害者保健福祉手帳について、その交付申請が受理された場合「交付の可否の決定を、概ね1か月以内に行うことが望ましい。」としている。

しかし、所管課である堺市健康福祉局健康部精神保健課では、この申請の処理（申請の受付から手帳又は受給者証の交付まで）におおむね2～3ヶ月程度要しており、窓口でもその旨案内している（あろうことか、窓口の職員ですら標準処理期間が30日であることを知らないような状況である。）。また、堺市のホームページでも自立支援医療（精神通院）制度の受給者証について「申請受付日から受給者証の発行まで概ね2～3カ月の期間を要します。」と案内している。

行政手続法では、標準処理期間とは「申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間」とされている。にも関わらず、精神保健課は標準処理期間の定めを反し、これに乖離した事務運用を行っているのである。

更新は有効期間満了の3ヶ月前からしか行えず、申請の処理に3ヶ月程度要するのであれば、申請者にとって「保有している手帳や受給者証の期限が切れているにも関わらず、新たな手帳や受給者証が交付されない。」という状態が生じ、必要な福祉が受けられない空白期間が生ずる可能性があることになる。陳情者が関係機関に確認したところ、例えば精神障害者保健福祉手帳の所持を条件とする料金の減免等の措置に関しては有効期限内の手帳の原本の提示が絶対的に必要であり、手帳

が更新中の旨の申請書写し等では代替できないとのことであった。つまり、申請中に既保有の手帳の期限が切れた場合は本来受けられたはずの減免等の措置を受けられなくなる。

3ヶ月前からしか申請できない申請に3ヶ月程度の審査期間を要し、標準処理期間の2倍から3倍の期間を要するという現在の堺市健康福祉局健康部精神保健課の事務処理の遅滞は、必要な福祉に空白を生じさせる異常なものである。これは行政機関の執務のありかたとして不適切であると思料することから、以下の通り陳情する。

<陳情事項>

1. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）制度の受給者証の交付事務にあたっては、事務の遅滞を解消し、原則として標準処理期間（30日）内に処理を完了させるように改善してください。
2. 標準処理期間内での処理が困難な場合でも、標準処理期間に準ずる常識的な期間内に処理を行い、審査中に申請者の既保有の精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）制度の受給者証の期限が切れてしまうような事態を生じさせないようにしてください。

受理年月日 令和8年2月25日

加齢性難聴者への支援について

陳情者 堺市中区
森本尚生

加齢性難聴者の補聴器購入に対して堺市は公的補助の制度を創設してください。

陳情の内容

私は10年前左耳が突発性難聴になり治療を続けてきました。

この間右耳だけの生活も加齢とともに悪くなり日常の生活に支障をきたし対人関係など日々悪くなるとともに精神的に負担がかかっています。このまま放置すれば脳の機能の低下から認知症の原因になるともいわれています。

現在補聴器の普及率の低さは、補聴器価格が高額で、保険適用がなく、全額自己負担が原因です。高度・重度難聴の場合は、1割負担などの公的補助が確立されていますが、対象者はわずかで、多くが自費購入です。特に低所得者への対策を求めます。

昨年11月議会の陳情に対して堺市は「加齢性難聴は、地域特有でなく、全国的な事象であり助成は全国一律で実施されるもの」との回答でした。

一方、全国では助成を実施されている自治体が増えています。それは国の制度を待ってられないからではないでしょうか。

実施自治体は、高齢者が健康で長寿に希望を与えようと考えているからではないでしょうか。難聴者に生きる喜び希望を与えてください。

堺市も高齢者が健康で暮らしていくために是非とも実現してください。

受理年月日 令和8年4月30日

HPV 等ワクチンについて

陳 情 者 堺市北区

新型コロナワクチン被害者を支援する堺市民の会

鹿 釜 美千代

HPV ワクチンの接種リスクの適切な周知について

陳情の内容

HPV (子宮頸がん) ワクチンは、2009年に日本国内で使用が始まり、2013年4月に定期接種化されましたが、その直後に多くの副反応被害が報告されたために、たった2ヶ月で積極的勧奨は中止となりました。

2009年～2013年にHPVワクチン副反応被害にあった少女たちは、国と製薬会社に対して救済を求めましたが、全く救済がおこなわれなかったため、2016年に副反応被害者である15～22歳の少女たちが原告となり、国と製薬会社を相手に提訴しました。

現在も裁判は続いており、昨年12月に大阪地裁で行われた本人尋問が最後の公開法廷で、判決は来年2027年の春に出ます。

国は現在裁判の被告です。

市は、国が公表している科学的知見に基づいた正確な情報を提供していると言い、HPに掲載されている動画内にも、国が公表している名古屋市調査や全国疫学調査などが使われていますが、これは、本当に科学的知見に基づいた正確な情報といえるのでしょうか。裁判で被告の立場である国が、自分たちに都合の良いデータを使っているとは考えられませんか？国は裁判において、原告たちの症状は全て機能性身体症状 (心因性) であると主張していますが、これはかなり無理があると言わざるを得ません。

2022年4月に積極的勧奨が再開されたことにより、重篤な副反応に苦しむ新たな被害者が増えています。これは、厚労省研究班の調査で明らかにされたことで、勧奨再開から700人を超える新規受診患者が全国で急増しています。

審議会で協力医療機関のブロック拠点病院を受診した患者の一部のデータが公表されました。

- 2025年1月の審議会で患者44人のデータが公表され、3ヶ月後36.4%の患者が未回復

・2025年7月の審議会で患者90人のデータが公表され、3ヶ月後25%の患者が未回復

そして、この公表された患者の症状は、疼痛及び感覚（光・音・におい）の障害、運動障害、自律神経障害、認知機能障害などが報告されており、これらの症状は10数年前に副反応被害にあった原告の少女たちと同じ症状です。

2009～2013年にHPV（子宮頸がん）ワクチンの副反応被害にあった原告の少女たちは、多様な副反応症状に苦しみ、学校に通えなくなり、夢をあきらめ、13年たった現在も、副反応症状に苦しみ、ふつうの生活、ふつうの日常を送ることさえできないでいます。

治療法は今も確立されていません。

厚労省のリーフレットに「接種後に重篤な症状として報告があったのは、接種を受けた1万人あたり約2～5人です」と書かれています。

他の定期接種12種類の平均に比べ、副反応疑い報告の頻度は8.3倍、そのうち入院治療以上を必要とする重篤なもの報告頻度は7.4倍という多さです。

HPV（子宮頸がん）ワクチンの接種を希望される方は、こういったリスクを知っているのでしょうか？

協力医療機関への新規受診患者数、その症状、未回復の方の数、副反応報告頻度など、これらは全て、国が公表している事実に基づいたデータです。こういったリスクこそ、接種を考える情報として市民に伝えなければいけないのではないのでしょうか。

現在、HPに掲載している動画ですが、製薬会社のワクチンの添付文書に書かれていない効果効能を謳ったり、子宮頸がんは若い人のがんだという発言や、若い人に子宮頸がんが増えていると誤解を与え、不安を煽るような動画は必要ありません。

畿央大学の植田政嗣教授は、40年以上、一貫して子宮頸がんの予防、診断、治療に関わってきた婦人科がんの専門医ですが、その植田教授が、

- ・一部の少女の人生に悲劇的な影響を与えるHPVワクチン特有の副反応の原因と治療法が未だに解明されていない現状では、積極的な勧奨はするべきではない
- ・子宮頸がん検診、細胞診検査を定期的にしつかり行えば、子宮頸がんを100%防ぐことができる。わが国の現状では、まずは若年者における子宮頸がん検診を徹底することを最優先で取り組むべきである。

と述べられています。

20歳からの子宮頸がん検診を定期的いきちんと受ければ、子宮頸がんになる前の細胞を見つけ治療することで、子宮頸がんを防ぐことができます。

市のHPのHPVワクチンの最後のところに子宮頸がん検診のことが書いてありますが、「HPVワクチンを接種しても20歳になったら検診を受けましょう」と厚労省のリーフレットにも書いてありますし、もっと分かりやすい所に検診のことを書いてください。

広報さかい4月号の14ページに「子宮頸がん予防のためにHPVワクチン無料定期接種」と書いてありますが、HPVワクチンが子宮頸がんを予防するとはまだ立証されていません。ワクチン接種へと誘導しようとしているようにしか思えません。

副反応リスクの高い上に子宮頸がんの予防効果も立証されていないワクチンを、なぜ、子どもたちに勧めるのでしょうか？

子宮頸がんを防ぎたいのであれば、検診を定期的に受ければ良いのではないですか？リスクをしっかりと伝えず、ワクチンを勧めるのは、子どもたちの命、健康、未来を大切に考えているとは思えません。

被害の実態を検証するために、昨年、情報開示請求しておりました新型コロナワクチン接種した方の死亡日のデータが今年4月に開示されました。

堺市の新型コロナワクチン接種者数 656,180人（特例臨時接種期間）

ワクチンの接種当日	死亡	7人	
	翌日	死亡	32人
	2日目	死亡	22人
	3日目	死亡	35人
	10日以内に死亡	443人	

新型コロナワクチンを接種し、当日、翌日、2日目、3日目に亡くなられた方だけでも96人います。この方たちは、たまたま、ワクチン接種後に亡くなっただけなのでしょうか？もちろん、80万人近くの人口ですから、偶然、接種後に亡くなったという方もいるでしょう。しかし、対応した医療機関は、ワクチンとの関連を一切考えなかったのでしょうか？

2024年（令和6年）8月議会において、新型コロナワクチン健康被害救済制度申請件数58件の内、副反応疑い報告が国に上がっているのはたったの3件であるということが分かりました。

現在、健康被害救済制度は、再審査申請2件を含む63件となっています。新たに申請されている方がいますが、副反応疑い報告は国にあげられているのでしょうか？

新型コロナワクチン接種当日、もしくは数日で亡くなられた方で副反応疑い報告が上がっている方は、ほとんどいません。

医療機関は発生した症状とワクチンとの因果関係が必ずしも明らかでない場合であっても、副反応の疑いがあれば、国に報告する義務があります。副反応疑い報告は、厚労省において、ワクチンの安全性などを評価するための大切な制度です。この報告がきちんと出されていないとワクチンの安全性は正しくはかれません。医師に副反応疑い報告を国に上げてほしいと伝えたが断られたという事案が全国的に多数発生しています。この問題は新型コロナワクチンだけに限ったことではありません。

堺市において、HPVワクチンの副反応疑い報告は2件されており、HPVワクチン健康被害救済制

度の申請件数は3件あり、3件の内、副反応疑い報告があがっているのは1件のみとなっています。

救済制度に申請した方は、明らかにワクチン接種後に健康被害にあったと認識しているにもかかわらず、医師は何故、副反応疑い報告をあげなかったのでしょうか？

厚労省から、副反応疑い報告について、ワクチンが原因と疑われる症状が発生した場合は、因果関係が必ずしも明らかでない場合においても報告を上げる、又、この報告は患者に予防接種を行った医師以外の医師等も、副反応疑いを知った場合は報告を行うとされています。

この2つの制度の件数の違いは、なぜ起こるのでしょうか？

<陳情事項>

1. HPV（子宮頸がん）ワクチンは副反応の発生率の高いワクチンです。
ワクチンのリスク情報をしっかりと市民に周知してください。
2. HP上の動画を削除してください。
3. 子宮頸がん検診も選択肢の一つです。もっと分かりやすい所にしっかり書いてください。
4. ワクチン副反応疑い報告をきちんと報告を上げるよう再度医療機関に徹底してください。

受理年月日 令和8年5月11日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
堺学童保育連絡協議会
会 長 田 中 剣 太
事務局長 松 谷 有 紀

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以後、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

私たち、堺学童保育連絡協議会（以下、学保連）は学童保育に子どもを預ける保護者と指導員が『子どもたちに豊かな放課後の時間を過ごしてもらいたい』と集まり、活動しています。

1997年にのびのびルームの制度が開始され、2027年度で30年を迎えます。当時2520名だった利用児童数は現在1万人を超え、学童保育は就労家庭やひとり親家庭を支える必要不可欠な施策となりました。しかし利用児童数が増え続けるなかで、200名や300名を超える超大規模化ルームの問題、指導員不足の問題、専用室確保の問題は全市的な改善が行なわれず、長年にわたり課題を抱えたままの状況です。

子どもたちにとってかけがえのない放課後を安全に、楽しく過ごせるよう、また働く保護者が安心して子どもたちを預けられるよう、以下の項目を陳情いたします。

誠意あるご回答をよろしくお願いいたします。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 堺市子ども子育て会議への学童保育関係者の参画について

「堺市子ども・子育て会議」において、学童保育関係者が参画できるように参加枠を設定してください。現在、堺市内では1万人を超える児童が学童保育を利用しており、少子化が進む中でも利用者は増加しています。前回の回答では『社会情勢等を踏まえ、随時見直しを行っており』との回答を頂きました。学童保育は共働き家庭やひとり親家庭にとってはなくてはならない施設であり、今の社会情勢を踏まえても大変重要な役割を担っています。委員

構成の見直しにおいて、学童保育の参加枠を新たに設けてください。

文教委員会審査分

2. 事業者選定について

- (1) 今回の事業者選定により、堺区Bと西区Bの運営事業者が再び変更となりました。前回の陳情書において「選定においては継続性と安定性を最優先にしてください」と要望しましたが、4月1日の時点で堺区Bの大仙小学校のびのびルームと神石小学校のびのびルームで、主任指導員が決まっていなかっただけでなく、基本配置の指導員も足りていないなかでの受け入れ開始という事態が起きました。このことは明らかな「運営事業者による契約不履行」です。このような事態が起こったことについて、その理由を堺市としてどのようにお考えかお示してください。また、今後の履行確認とその方法を含め、二度とこのようなことが起こらないようにするための改善策を示してください。
- (2) 選定過程においての価格評価点と技術評価点の割合について、現在の「5:5」ではなく、以前のように「3:7」へと見直してください。上記(1)で示した西区Bの選定においては、これまで3年間の運営を行っていた(株)A社が、引き続き運営を継続しようと選定に参画したにもかかわらず、(株)B社に僅差で落選するということが起きました。その配点の内容として、技術点では(株)A社が『+9.8点』だったのが、価格点で(株)B社が『+12.1点』であったため、僅か『2.3点』の差で(株)B社が落札するという結果でした。

当該ルームの保護者からは、「(株)A社の保育内容がとてもよかった。引き続き継続してほしい。」という声があがっていたにもかかわらず、再びの事業者変更、そして契約不履行という事態が起り、怒りと不安の声があがっています。入札価格がより安いところが選ばれたことにより、今後の保育内容の質にも大きく影響することが考えられます。繰り返される事業者の変更は子どもたちや指導員、保護者はもちろん、運営事業者にとっても負担が大きく、公募選定のメリットが全く活かされていません。他市では、選定基準において保育の内容面や継続性の視点を重視し、これまでの実績が反映されるしくみを実施しているところもあります。

他市の例も参考にしながら、『競争』を目的とするのではなく『継続・安定・質の向上』を第一とした事業者選定となるよう、しくみを見直してください。

3. おやつ希望制導入について

- (1) 4月1日より「おやつ希望制」が導入されました。前回の陳情では『開始にあたっては、「おやつ希望制にかかる運営の手引き」を作成し、提供時間や場所の工夫、児童の心理面への丁寧な配慮、トラブルの未然防止等を明記し、どの事業者も同じ意識のもと対応できるよう整理しています。』との回答を頂きました。実際に開始されてから約1ヶ月が経ち、運営

面での課題点や実施状況など、堺市として把握されている内容を教えてください。また、アンケートの結果と、実際におやつ提供を中止した人の割合とその理由、校区（事業者）別の割合を教えてください。

- (2) おやつは放課後の長い時間を学童保育で過ごす子どもたちにとって大切な補食であり、また、子ども同士や指導員とのコミュニケーションの機会でもあり、「放課後児童クラブ運営指針」にもそのことが新たに追記（2025年4月）されています。今回の希望制導入によりおやつを提供を中止した子どもの中には、おやつを食べるときの雰囲気や、今のおやつの内容が合わないなどの理由も多いのではと考えます。今後のおやつ提供のあり方について、他市の例（手作りおやつや果物、温かい・冷たいおやつなど）も参考にしながら、おやつ時間が子どもたちの楽しみの一つとなるよう、見直しの検討を進めてください。

4. 加配指導員の配置について

加配指導員の配置について、仕様書では『障害等のため配慮を要する児童の在籍や安全管理上必要な場合等に伴う業務従事者の追加配置については、発注者が必要と認めた場合について行うものとする。』とあります。実際には、要配慮児童への加配は放課後こども支援課が当該児童の「観察」を行い、点数化して配置の人数を決定しています。しかし、配置を決めるのは運営事業者だということになり、基準で定められた配置人数と実態が合わないことが起こっています。運営事業者の判断ではなく、堺市放課後児童対策事業の実施主体として、堺市が加配指導員の配置を義務付けて、子どもたちの安全と成長、発達に責任を持ってください。また、令和8年4月1日現在の、各ルームの加配指導員について、配置状況の実態を教えてください。

5. 3つの事業の統一について

令和10年度に実施される3事業の制度の統一について、前回の回答では『児童の最善の利益を最優先に据えて検討を進めます』との回答を頂きました。この30年間の中で、のびのびルームの廃止・継続、堺っ子クラブの拡大・縮小、事業者選定による民間委託化の導入、おやつ希望制開始など、さまざまな制度変更が行われてきました。制度を変更する度に、これまで培ってきた保育の楽しさが奪われ、市場化を重視した管理的な保育へと変化し、本来の学童保育の良さが発揮できない状況が生み出されています。その影響を一番に受けているのは子どもたちと指導員です。この度行なわれる制度統一が、堺の学童保育を利用する子どもたちにとって「心から楽しい」と思える放課後の生活の場になるよう、実施主体である堺市として責任をもって取り組んでください。

受理年月日 令和8年5月11日

登美丘南公園の周辺整備について

陳 情 者 堺市東区
寺 田 重 一

登美丘南公園周遊路の整備に伴う陳情 四点

陳情の内容

堺市に来て44年、当初この池（大池・中池・甚平池）は公園になりますと聞いてあれから40年、やっと整備が始まるそれを信じて嬉しい事です。

その整備に伴い

- 池の一つの中池には雨水等が排水路管を通してそのまま放出されています。
それ故に夏場は蚊の発生や悪臭がひどく環境悪化で窓を開けられない日々が続きます。又水位が上がると牛蛙が繁殖し夜中モウモウと泣いて煩いです。
今は水位が低いのでいませんが。
『参考』10年程前甚平池では池に直接排水せず大きなビニル管設備工事実施された。
- 堺市に来た頃は東の空に月明かり美しい夜空でした、ところが最近は事業者（駐車場の照明、店舗の夜間照明）等の24時間点灯で睡眠妨害で悩んでいます。遊路の外灯は必須ですが高位置からの常時点灯で悩み事が増すばかりなので地上から1～2m程度位置を希望します。
- 竹・雑木が伸び放題で放置状態で何ら整備（手入れも）されず荒れ放題です。やぶ蚊・ハエの発生、伸びた竹が風の強い日など住宅の壁に衝突して破壊している。
見通しも悪くなって、来た頃は通天閣やドーム球場も見えていたのが残念です。
- 草尾三軒家地区から公園利用する場合の進入路は遠回りです、利便性向上に向けて利用しづらいので近くから進入路も併せて整備を希望します。

<陳情事項>

1. 中池に常時水が溜まらない様に排水路（管）を設置して欲しい。
2. 外灯の照明設置の設置位置を低い処からにして欲しい。
3. 遊歩道周辺に植樹（桜の木とか銀杏の木とかモミジの木など）して欲しい。

4. 草尾36線から公園に侵入路（例えば軽量橋）の整備をして欲しい。

受理年月日 令和8年4月28日

公共交通について

陳 情 者 堺市中区
福田地域公共交通を考える会
代表 折 井 佳 代

陳情の内容

私達は福田地域を生活圏としています。

その中で、日頃の生活に不便を感じる公共交通機関や道路について、いくつかの改善をお願いするものです。

私達の福田地域も高齢化が進み、車の免許返納問題などがでています。しかし、免許返納出来ずに車を移動手段としなければならない人が多くいること、又免許返納したことにより通院や日常の買い物などに不便を感じている住民が多くいます。

こうした生活上での問題・困難がある中で、交通手段の不充分さ、安全・安心が確保できない危険な道路が多くあり、改善が求められることに気づかされました。動きやすい町・安全な町作りが必須となっています。

生活の道は、車・自転車・徒歩・車いす・シルバーカー・ベビーカーなど全ての人々にとって安全なものでなければなりません。

具体的に出てきた町の人々の声・要望は以下の通りです。

バス

- ・南海バス132系統・172系統の便を増便する（最低1時間に2便）
バスの減便が続き地域住民の移動が不便になっているため、事業者と堺市が連携し公共交通の充実を図る
- ・310号線近辺の住民は中区役所に行くバス路線がないため、新家町北交差点経由で、深井駅行き路線を新たに作る
- ・堺市役所や堺東駅に行くのに一条通から徒歩になり社会的弱者に負担が多くかかるため、131、132系統の路線は堺東駅を経由する

- ・「堺市立総合医療センター」へは福田地区からは深井駅で乗り換えなければならず負担が大きいため、乗り換えなしの便を運行する
- ・お出かけ応援カードを利用している場合、乗り継ぎごとに100円が必要です。乗り継ぎをしても継続料金とする

乗合タクシー

- ・利用促進の宣伝を強化する
- ・現在の停留所が離れていて住民は高齢者が多く利用しにくいいため、堺市福田府営住宅内に停留所の設置する
- ・利用時刻を増やし、乗車予約を現在の1時間半前から1時間前に変更する

道路

- ・シルバーカー、車いす利用者が増えているが、福田地域歩道は道巾が狭く段差もあり、電柱が通路を塞いで危険なため、歩道をフラットにし誰でも安心して通行できるようにする
- ・鉄板は雨が降ると滑りやすく、転倒事故も起こっているため、鉄板の溝蓋をコンクリート製の安全な溝蓋に整備する（利点は安全で道路幅が拡張される）
- ・アスファルト道路の亀裂や凹凸を修繕する

一人や二人の移動のために車が増えていくのではなく、公共交通機関の充実をはかり、車中心の社会から人中心の社会となり、誰もが路上で命を脅かされる事のない町作りを実現させたいです。

人と環境に優しい移動手段がこれからの課題です。

次世代につなげていく町づくりを希望します。

<陳情事項>

1. 南海バスについて

- (1) 南海バス132系統・172系統の便を増便する（最低1時間に2便）
- (2) 310号線路線に新家町北交差点経由で、深井駅行き路線を新たに作る
- (3) 131、132系統の路線は堺東駅を経由する
- (4) お出かけ応援カードの利用者は乗り継ぎをしても継続料金とする

2. 乗合タクシーについて

- (1) 堺市福田府営住宅内に停留所を設置する
- (2) 利用時刻を増やし、乗車予約を現在1時間半前から1時間前に変更する

3. 道路について

- (1) 道路をフラットにし、歩道を広くする
- (2) 鉄板は雨が降ると滑りやすく、転倒事故も起こっている。鉄板の溝蓋をコンクリート製などの安全な溝蓋に整備する（利点は安全で道路幅が拡張される）
- (3) アスファルト道路の亀裂や凹凸を修繕する

受理年月日 令和8年5月1日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区

住みよい堺市をつくる会宮山台中学校区連絡会

代表 青 野 敬 次 他 170 筆

陳情の内容

堺市におかれましては、高齢者をはじめ市民の健康と暮らしを守るために努力されておられることに感謝申し上げます。

2018年6月議会に提出して以降、私たちは市民に堺市、南海バスの回答を伝え要求運動を続けてきて今年で9年目を迎えました。当初、堺市は「今後も事業者と協力しながら公共交通の利便性向上に取り組みます」との回答でしたが、私たちの願いは今だ実現していません。9年間に市民から寄せられた署名は4170筆を越えています。

昨年11月に泉ヶ丘に近大病院も開院し人の流れも大きく変化してきています。近大病院に通院する皆さんからも是非この要望を実現して欲しいという強い声も聞いています。また、従来から「鳳方面の病院に行くのに乗り換えが多く、不便や」とかJR利用者からも「早く実現して欲しい」など実現が待たれています。

私たちは、議会ごとに堺市への陳情、意見陳述を行ってきました。建設委員会では「バス路線新設の要望は強いものがある。事業者の考えもあるが、行政の役割は、不採算であっても住民の移動する権利を保障していく立場で対応することが大事だ」「行政が利用者の声を聴いて企業ベースでなく行政の関与が重要だ。堺市は企業努力を引き出し、行政も支援し市民が暮らしやすくしていくこと」との意見も出されました。

また、特に南区では高齢化も進み運転免許証の返納者が増えています。地域で健康に生きていくためには外出し、人との交流を深めていくことが大切です。日々の移動はバスしかありません。公共交通の充実（電車・バス）を求める声が多く寄せられているにもかかわらず、コロナ以降バスの減便があらこちらで行われており、全国的にも公共交通が大きな問題となっています。

市民の移動が保障される移動権、生活権は「生きていく上で最も生活実態に密着した重要な権利」です。堺市は住民の暮らしを守る視点から南海に伝えるだけでなく、行政としての役割を果たして下さい。不採算であっても行政として市民の足を守るための予算を確保して下さい。

また、全国に誇れる堺市の「おでかけ応援バス制度は市民の宝」です。利用対象者を拡充して下さい。

私たちが要望する項目を一日も早く実現のためご尽力いただきますようお願いいたします。

<陳情事項>

1. 泉ヶ丘からJR鳳駅へのバス路線の新設を南海バスに働きかけてください。
2. おでかけ応援バスを子ども・障害者・妊婦・生活困窮者にも適用してください。
3. おでかけ応援バスの乗り継ぎ制度の充実を南海バスに働きかけてください。

受理年月日 令和8年5月1日

支援学校について

陳 情 者 堺市堺区
堺市立支援学校保護者有志
東 智枝美

今後の堺市立支援学校について

陳情の内容

日頃より堺市の特別支援教育及び支援学校の充実にご尽力いただき、ありがとうございます。

4月に堺市立百舌鳥支援学校宮園分校が開校しました。施設面において、体育館やプールのトイレの洋式化、窓への網戸の設置、南棟トイレの一部洋式化などの改善をしていただいたことについて、感謝申し上げます。

しかしながら、宮園分校が開校して堺市立支援学校が3校体制となった現在においても、上神谷支援学校の児童生徒数は増加、百舌鳥支援学校本校は微減と、依然として過密・過大・狭隘・老朽化の教育環境が解消されたとは言えず、当初示されていた目的が十分に達成されているとは感じられません。「市立支援学校全体のあり方については、児童生徒数の推移を見極めた上で整備計画の必要性を含め検討を進める」とのご回答をいただいております、6月頃には児童生徒数の推計が示されるとのことですが、その結果を踏まえ、実態に即した適切な見通しのもと、計画的に支援学校の整備を進めていただくことを強く求めます。

また、宮園分校については開校に伴い一定の環境整備が進んだ一方で、校区割や通学距離、学校内の設備など、新たな課題も出てきています。特に、同学年の児童生徒が極端に少ない学級編成や、身体的配慮を必要とする児童生徒にとって合理的配慮が不十分な動線、長時間に及ぶスクールバスでの通学など、子どもたちの教育環境や学校生活に直接影響する問題が生じています。

支援学校は障がいのある子どもたちが安心して学び、成長していくための重要な場であり、その環境は将来にわたる生活の基盤にも大きく関わるものです。今現在の切実な問題に対応をお願いしたいのはもちろんですが、中長期的な視点に立った計画的な整備と、子どもたち一人ひとりの状況に配慮した柔軟な対応を求め、以下の6点について陳情いたします。

<陳情事項>

1. 堺市立支援学校の今後の見通しについて

- (1) 百舌鳥支援学校宮園分校が完成して、今年度からは3校体制での運営が4月からスタートしました。にもかかわらず、上神谷支援学校は児童生徒数が増加しています。百舌鳥支援学校本校も微減にとどまっています。前回の大綱質疑の答弁で富岡教育監は「令和8年5月以降に推計を見直す」とも答弁されました。文教委員会における支援教育課長は「5月の学校基本調査以降、1ヶ月程度推計には時間がかかる」と答弁されています。6月の文教委員会ではそのお答えが聞けると期待しております。堺市立支援学校3校に在籍する児童生徒数の今後の推計をお示しく下さい。
- (2) 百舌鳥支援学校本校の老朽化はさらに深刻化しています。大規模な修繕が必要な状態です。移転も含めて、今後どのような対応をとられるのかお答えください。
- (3) 宮園分校が開校しましたが、北区のこども達が百舌鳥支援を通り越して、より遠い宮園分校に通っています。西浦支援高等部進学を見据えての校区割であれば、その校区の児童生徒が通しやすい場所に支援学校を設置すべきです。校区割の課題も含めて、堺市立支援学校設置の今後の見通しを示してください。

2. 宮園分校について

- (1) 百舌鳥支援学校本校・上神谷支援学校の在校生の希望選択制について、幾度となく「せめて子どもの成長の節目に当たる高学年になる年と中学部に入る年は宮園分校への転籍を選べるようにしてください」と陳情してきました。今年度、宮園分校卒業後の主な進学先となる府立西浦支援学校高等部を見据えて転籍した生徒も数名いましたが、学年に在籍児童生徒数が1名のところも複数あり、現在の宮園分校は、同年齢の子どもたちと学びを共有できない環境になっていると言わざるを得ません。府立西浦支援学校高等部に進学する予定の子どもたちと特に中学部段階から過ごしたいと思うのは自然な考え方であり、このような状況でも、今後も希望転籍を認めないというのでしょうか。
- (2) 支援学校は足が不自由な子どもたちや心臓疾患等がある子どもたちも通う学校です。しかし、宮園分校は校舎の2階と3階にほとんどの教室や特別教室があります。にもかかわらず、玄関から教室までの動線上にエレベーターがありません。エレベーターの使用が必要な子どもたちも宮園分校を入学先として選ぶことができるようエレベーターの設置をお願いします。
- (3) 宮園分校へのスクールバス乗車時間が1時間を超えています。令和6年2月の「堺市立支援学校分校設置に関する説明会」では、市教委より保護者に対して「宮園小学校に支援学校分校を設置した理由」として1番目に挙げられていたのが、「市の中央部分に位置しているこ

とや、幹線道路に近く、朝夕の混雑する方向と逆の方向の進路になること等から、堺市全体で平均乗車時間の短縮が見込まれること」でした。また、「堺市全体の平均乗車時間は短縮されるものの、北区については片道10分程度長くなると想定、美原区については18分程度短くなると想定。」という説明もありました。しかしながら、バスの運行ルートは渋滞し、雨の日は特に乗車時間が伸びています。せめて乗車時間が1時間以内になるようなご対応、バスの増便も含めてお願いします。

受理年月日 令和8年5月11日

図書館行政について

陳 情 者 堺市北区
堺市の図書館を考える会
堺市子ども文庫連絡会
堺区図書館をつくる会
学びを広げる学校図書館の会・堺
事務局 吉 田 マリ子

「だれもが利用できるセンター機能とパブリック機能を併せ持つ中央図書館の建設を望みます。」

陳情の内容

新中央図書館建設に向けた検討が進んでいます。昨年の図書館協議会では新中央図書館2館構想の可能性について、本年3月18日の市議会の文教委員会では、南海電鉄堺駅付近でパブリックサービス機能を持つ中央図書館建設をめぐる議論がありました。「南海電鉄堺駅そばの南海バス用地を候補地として検討されている『商業・宿泊・住宅』機能と併せた図書館機能」の図書館を構想するのであれば、中央図書館のパブリックサービス機能ではなく、堺区図書館を想定するのが堺区民にとっての利便性に資するものです。さらには4月の「(仮称)中央図書館パブリックサービス機能基本構想策定支援業務」の入札募集の動きを見れば、中央図書館建設に当たっては、2館構想を前提にしているとしか思えません。中央図書館2館構想には大きな問題があります。市としてコストは同じですから、2館建設するとサービスが低下してしまいます。私たちはまず中央図書館基本計画を策定し、中央図書館に行けば何でもそろそろ、誰もが利用できる、誰もが集える1館の中央図書館の建設を望みます。

<陳情事項>

1. パブリックサービス機能基本構想を策定する前に中央図書館基本構想を策定してください。
新中央図書館は、すべての市民に開かれているべきです。一部の利用者の利用を前提にしたり、一部の利用者の利用を排除すべきではありません。
2. 市民の知る権利を保障するセンター機能とパブリック機能を併せ持つ中央図書館を建設して

ください。

利用する資料のジャンルによって利用者の選別はできません。いつもは文芸書と実用書の利用中心の利用者でも、最近家族がガンになったので、医療関係のデータベースや辞典・事典と専門書等の資料も合わせて利用する事例は珍しくありません。その時、二つの館に足を運ばねばならないのは不便です。児童書はパブリックサービスと想定されているのでしょうか。子どもの郷土の調べ学習でも書庫の資料も必要になり同様の事態が生まれます。家族が来館し、参考図書とパブリック機能の図書を利用する場合は、2館の移動が必要になります。大阪市立中央図書館は「何でも揃っている、誰もが利用できる」から、堺市民も利用すると言っています。1館で子どもから高齢者まで多くの利用があるのです。多くの利用者にとって利便性が高いのは、「そこに行けばなんでも揃い、必要な資料に出会える」ことです。

3. 先の100年を市民とともに歩むための中央図書館づくり・建設をしてください。

2020年7月に発表した「中央図書館基本指針」に基に、だれもが使いやすい中央図書館づくり、職員にとっても働きやすい中央図書館づくりが大切です。

4. 中央図書館基本構想策定前に広く市民の声を聞く場を持ってください。

アンケートもよいですが、実際に図書館を利用している人をはじめ広く市民の意見を直接しっかり聞いてください。参加人数を制限せず、誰もが参加でき、自由に意見を述べることのできる場を設定してください。

5. 基本構想策定に於いても市民の声とともに図書館職員の声を十分聞き取りください。

堺市立図書館には本（情報）を知り、人（利用者・市民）を知り、本（情報）と人をつなぐすべてを知っている専門的なスキルをもっている司書がいます。

受理年月日 令和8年5月11日

令和8年 第3回市議会(定例会)陳情書綴

令和8年5月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 真生印刷株式会社

堺市配架資料番号
1-B2-26-0050

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。